

総合支援資金【生活支援費】

(新型コロナウイルス感染症特例)のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対する貸付です。

(ただし、既に当会及び他の都道府県社会福祉協議会でこの「総合支援資金【生活支援費】(新型コロナウイルス感染症特例)」を借りられている世帯は対象外です。)

貸付上限 (単身世帯) 月 15 万円以内

(複数世帯) 月 20 万円以内

貸付期間 原則 3 ヶ月以内

- 利子 無利子
- 据置期間 1 年以内
- 償還期間 10 年 (120 回払い) 以内
- 連帯保証人 不要

担当者不在の場合もありますので、まずは裏面の相談窓口までご連絡ください。

■ 対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 世帯内で減収または失業した方が申込者になっていただきます。

■ 申込み先 住民票と住所地の一致するお住いの市区町村社会福祉協議会

■ 申込みに際して必要な書類等

〔ご本人にご用意いただくもの〕 ※詳細は裏面をご覧ください。

- ①本人確認書類
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入減少又は失業したことが確認できる書類
 - ③印鑑 ④住民票 (世帯員全員・続柄記載のもの)
 - ⑤貸付金振込先口座の通帳またはキャッシュカード (本人名義に限る)
- 〔市区町村社会福祉協議会でご記入いただくもの〕
- ⑥借入申込書 兼 同意書 ⑦借用書 ⑧収入の減少状況に関する申立書
 - ⑨その他、本会が指定する書類

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座 (申込者名義に限る) に振り込みます。
送金は貸付決定後、随時行います。

■ 償還について

原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還開始は据置期間経過後 (1~12 ヶ月) です。償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年 3% の延滞利子が発生します。

■ 貸付できない世帯

- 生活保護受給中の世帯
- この特例による貸付をすでに大阪府及び他都道府県で借りている世帯
- 借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合
- 破産申立手続き中の方
- 本会が貸付不相当と判断する世帯

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-4-15 Tel 06-6776-2232

ご本人様にご用意いただくもの

①本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、パスポート、健康保険証等
②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	<p>(減収の場合) 収入減前と後の給与明細、または給与の振り込まれている口座明細、就業先の休業等が確認できるもの</p> <p>(失業の場合) 離職票、退職時の源泉徴収票等</p> <p>上記の書類は「収入の減収状況にかかる申立書」を記入する際の資料となります。ご用意できない場合は無くても構いません。</p>
③印鑑	シャチハタ不可。 朱肉を付けて押印するものをご用意ください。
④住民票	発行3か月以内の続柄が記載されている世帯員全員の住民票 外国籍のかたは在留資格・期間が記載されていること。 ※マイナンバーは記載しないでください。
⑤通帳またはキャッシュカード	貸付金の振込を希望する金融機関の口座の通帳またはキャッシュカード(本人名義に限る)

※その他必要に応じて大阪府社会福祉協議会より追加で書類を求める場合がございます。

今回の特例措置では、償還時において、なお所得減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。

新型コロナウイルス感染症との関係など個別に事情を聞き取り、貸付判断を行います。

審査により貸付金額の減額又は貸付を行わないことがあります。

また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

○申込・受付窓口

枚方市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援グループ

住所 枚方市新町2-1-35

電話 072-807-3017 FAX 072-845-1897

総合支援資金【生活支援費】(特例貸付)

必要書類チェックシート

令和 年 月 日

(市・区・町・村) 社会福祉協議会

申込者氏名 _____

※ 添付されている書類の内容確認後、チェックを入れてください。

申し込みに必要な書類	例示 / 備考	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1. 申込書 兼 同意書	裏面の『申込みにあたっての留意事項』『警察等関係機関への照会に関する同意』『個人情報取り扱いについて』を確認してもらい、レ点チェックを入れてもらう。	
2. 借用書	<ul style="list-style-type: none">・太枠内が借受人の自筆で記入されているか。・裏面の重要事項説明書に署名・押印がされている・法定代理人がいる場合は法定代理人の署名・押印が必要。	
3. 住民票	世帯全員・続柄記載のもの 外国籍の方は在留資格についても記載必須	
4. 本人確認書類	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他() *本人確認実施の上発行されるもの <input type="checkbox"/> 証明書 (+証明者の身分確認証) ・住民票と住所が一致していること。	
5. 減収・失業の証明書類	<input type="checkbox"/> 収入減少状況に関する申立書 以下は任意 (減収の場合) <input type="checkbox"/> 減収前と減収後の収入が判るもの 例：給与明細、銀行口座明細等、就業先の休業や仕事のキャンセルが確認できるもの (失業の場合) <input type="checkbox"/> 失業を証明する書類 例：離職票、離職証明書、離職状況等に関する申立書 ※コロナによる失業かどうかは本人聞き取りのみ	
6. 振込先の金融機関口座の通帳またはキャッシュカードの写し	<ul style="list-style-type: none">・通帳またはキャッシュカードを金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるようにコピーをした。 (キャッシュカードがデビットカードの場合、カード番号は黒塗りなどをして隠すこと)・コピーした通帳またはキャッシュカードと借用書に記入された「金融機関名」「支店」「口座番号」「口座番号」が一致している。	
7. 必要書類チェックシート	この用紙です。	

※ 本特例貸付の場合は、印鑑登録証明書、自立計画書、自立相談支援機関の意見書、雇用施策利用状況確認書、居住確認書は必須書類とはしません(添付していただいても構いません)。

総合支援資金【生活支援費】(特例貸付)借入申込書 兼 同意書

(必ず借受する本人が記載して下さい)

市区町村社協
市区町村社協受付
年 月 日

借入申込者	フリガナ		生年月日	M・T・S・H	年	日生 (歳)
	氏名		電話番号		—	—
			携帯電話		—	—
	フリガナ					
	住所	〒				
勤務先 (離職先)						
所在地			電話番号		—	—

借入希望条件	借入希望金額	上限額: 単身世帯15万円 複数世帯20万円 希望月額 万円 希望月数 ヶ月 ※3ヵ月以内	償還条件	【貸付利子】無利子 【据置期間】1年以内 【償還期間】据置期間経過後10年以内 【延滞利子】滞納時の延滞利子は年3%
	据置期間	貸付金の送金後	ヵ月	(返済が始まるまでの期間: 上限は12ヵ月)
	償還期間(月賦)	据置期間終了後	ヵ月	(上限は120ヵ月以内)

生活状況	

世帯の状況	フリガナ	続柄	年齢	職業 学校等	月収	備考 要介護の状況や子の通学状況など
	氏名					
1		本人				
2						
3						
4						
5						
6						

- 上記のとおり生活福祉資金を借入申込みます。上記の内容に相違はありません。ついては、本借入申込書の裏面記載の留意事項及び「警察等関係機関への照会に関する同意」に同意いたします。
- 本借入れに関する個人情報については、裏面の「生活福祉資金貸付事業に係る個人情報の取り扱いについて」に基づいて取り扱われることに同意します。

令和 2 年 月 日

借入申込者 _____ 印

総合支援資金【生活支援費】特例貸付

借用書

借入総額	万円
借入月額 (最大3か月)	万円 × か月

総合支援資金（生活支援費）特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、
下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

住 所	
氏 名	印
生年月日	大正 昭和 年 月 日生 平成

捨印

[借受人指定金融機関口座] ※借受人名義の口座に限ります。

金融機関等名	支店名	普通・当座	口座番号	口座名義

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間 (最大12か月)	<input type="checkbox"/> 12か月	<input type="checkbox"/> その他 (か月)
	償還期間 (最大120か月)	<input type="checkbox"/> 120か月	<input type="checkbox"/> その他 (か月)
	償還方法	月賦償還	
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。		

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、大阪府社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

整理番号	地 区	年 度	資 金	貸付コード	市区町村社協
		20	SX		

総合支援資金【生活支援費】特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0% の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所
氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

大阪府社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 ー TEL ()
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

（総合支援資金の申込の場合のみ記載）

利用中の他の公的 給付（該当するもの に○）	・ 失業等給付 ・ 年金 ・ その他 () ・ 職業訓練受講給付金
他の公的給付に加 えて特例貸付が必 要な理由	(生計費と他の公的給付の金額、使途、緊急性等)

令和 年 月 日

(借入申込者) 住所 _____

氏名 _____ (印)

総合支援資金【生活支援費】(特例貸付)借入申込書 兼

(必ず借受する本人が記載して下さい)

市区町村社協

記入例

協

借入申込者	フリガナ	フクシ ハナコ	生年月日	M・T・S・H	〇年 〇月 〇日生 (〇〇歳)
	氏名	福祉 華子	電話番号	〇〇	— 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇
	フリガナ		携帯電話	〇〇〇	— 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇
	住所	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 大阪府〇〇市〇〇町〇-〇-〇			
	勤務先(離職先)	(株)〇〇〇〇			
所在地	勤務地を記入		電話番号	〇〇	— 〇〇〇〇 — 〇〇〇〇

借入希望条件	借入希望金額	上限額: 単身世帯15万円 複数世帯20万円	償還条件	【貸付利子】無利子 【据置期間】1年以内 【償還期間】据置期間経過後10年以内 【延滞利子】滞納時の延滞利子は年3%
		希望月額 20 万円 希望月数 3 ヶ月 ※3ヵ月以内		
	据置期間	貸付金の送金後 12 ヵ月	(返済が始まるまでの期間: 上限は12ヵ月)	
	償還期間(月賦)	据置期間終了後 120 ヵ月	(上限は120ヵ月以内)	

生活状況	(記入例1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、勤務先からの要請で休業を告げられ、その結果収入が減ってしまった。そのため、公共料金の支払いや、家賃の支払い、日々の生活費が捻出できなくなった。
	(記入例2) 勤めていた会社が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、人員整理のため解雇を通知された。そのため、失業状態となり日々の生活費が捻出できなくなった。

世帯の状況	フリガナ氏名	続柄	年齢	職業学校等	月収	備考 要介護の状況や子の通学状況など
	1	フクシ ハナコ 福祉 華子	本人	45	会社員・派遣など	平均月収を記入
2	フクシ タロウ 福祉 太郎	夫	45	会社員・派遣・自営主夫など	平均月収を記入	
3	フクシ ヒカル 福祉 光	子	15	中学3年		休校中
4	フクシ アイ 福祉 愛	子	12	小学6年		休校中
5						
6						

- 上記のとおり生活福祉資金を借入申込みます。上記の内容に相違はありません。ついては、本借入申込書の裏面記載の留意事項及び「警察等関係機関への照会に関する同意」に同意いたします。
- 本借入れに関する個人情報については、裏面の「生活福祉資金貸付事業に係る個人情報の取り扱いについて」に基づいて取り扱われることに同意します。

令和2年 〇月 〇日

借入申込者 福祉 華子



収入の減少状況に関する申立書

大阪府社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称や職業をご記入ください。

勤務先名称または職業	無職
勤務先所在地	〒 TEL ()
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得(手取り)は、約25万円でした。
減少後の収入	令和2年5月時の月額所得(手取り)は、約0万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルスの影響で、会社の業績が悪化し、解雇となったため。

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

(総合支援資金の申込の場合のみ記載)

利用中の他の公的給付(該当するものに○)	・失業等給付 ・年金 ・その他 () ・職業訓練受講給付金
他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由	(生計費と他の公的給付の金額、使途、緊急性等) ・失業保険を月額約9万円受給。 ・生計維持に月額約25万円が必要であるため。

受給している公的給付の金額や、貸付が必要な理由について、可能な範囲で具体的にご記入ください。

令和●年 ●月 ●●日
(借入申込者) 住所 ××市○○1-1-1

氏名 ●●太郎 (印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。